

石川県原子力環境安全管理協議会 議事概要

1. 日 時：平成22年10月4日（月） 午後1時30分～午後2時32分
2. 場 所：石川県庁 行政庁舎 11階 1102会議室
3. 出席者：20名（名称略）、事務局、説明者他

4. 議事概要

- (1) 北陸電力から、志賀原子力発電所の運転状況等（運転状況等四半期報告（平成22年度第1四半期）、運転状況等報告（前回協議会以降））について説明があった。

（委員）運転制限の逸脱という事について丁寧に説明するべきと考える。また、運転上の制限からの逸脱を宣言して、復帰するまでに8時間かかっているが、何の作業等をしていたのか。

（電力）運転制限の逸脱に関して、原子炉の安全上即座に問題となる事は無いとの説明をきちんと行っていきたい。また8時間の間には、保安規定に定められている処置である他の非常用ディーゼル発電機等の確認を行うと共に、異常のあった電源装置のバックアップの系統の健全性を調査しながら、本当にバックアップに切り替えても問題がないのかという検討をしていた。

（委員）特にディーゼル発電機は重要な機器なので、バックアップ系統は完全に独立でお互いに影響しないようにという様な事も考慮して欲しい。

（委員）真空破壊弁から水張り操作の時に水漏れがしたという件について、通常運転時には問題がないのか。また、検査等で事前に異常を確認できなかったのか。

（電力）原子炉を動かしている状態では2つの別の弁を閉めており、同様な事象が起こらない状態で運転をしている。また、圧力容器の耐圧試験（圧力容器を水を満たして密閉状態にし、更に水を加圧して、漏れが無い事を確認する試験）の際以外は、当該真空破壊弁のラインに水が流れる事は無い。よって、耐圧試験する直前に当該弁が大丈夫か調べて試験に臨めば、同様な水の漏えいは防止できるものと認識している。

（委員）この弁は何らかのトラブルがある時に役に立つという主旨で付けられてはいないのか。緊急の時でもこの様な状態で大丈夫なのか。

（電力）この真空破壊弁の設置目的として、緊急時にこの何か役割を果たすかという事については期待していない。圧力容器の耐圧試験時にこのラインに水が流れるが、水は温かいので、それが冷えると負圧になり、下から水を吸い上げてしまう事になる。この事象を除く目的で当

該弁を付けている。

(委員) 検査する時にしか使用しないという理解でよろしいか。

(電力) その通り。

(委員) 国際的な事故事象分類 (INES) の中に、レベル 1 として逸脱という表現があり、それ程重大な事ではない今回の非常用ディーゼル発電機の運転上の制限の逸脱が、このレベル 1 の事象に該当するという誤認を招くので、できればこの表現は避けて頂きたい。浸透試験が漏れていた件について、製作時には同検査やっていると認識している。定検時に何年か毎にやらなければならない検査を検査対象として含んでいなかったという意味でよろしいか。

(電力) 試験の漏れの件についてはその通り。また、運転上の制限の逸脱については、国と各電力間でのルール、更に皆様の御安心を頂くために、この様に発表させて頂きたい。

(委員) 表現を変えて頂きたいとお願いしたい。

(2) 事務局より、志賀原子力発電所周辺環境放射線監視結果報告書(案)(平成 21 年度年報) 志賀原子力発電所周辺環境放射線監視結果報告書(案)(平成 22 年度第 1 報)、志賀原子力発電所温排水影響調査結果報告書(案)(平成 21 年度第 4 報)(冬季)及び志賀原子力発電所温排水影響調査結果報告書(案)(平成 21 年度年報)について、説明があり、承認された。

(委員) 割と著名な反対派の方が、日本周辺が温暖化しているのは原発のせいであると論じている。私自身は否定の考えであるが、実際にどうなのか、発電所が動いている時と停止している時を比較したいので、データがあれば頂きたい。

(事務局) これまでの調査結果があるので、取りまとめて送付する。

(3) 原子力安全・保安院志賀原子力保安検査官事務所から、平成 22 年度第 1 四半期保安検査結果等について説明があった。

(4) 事務局より、前回の議事概要について、ホームページに掲載している旨、報告があった。

— 以 上 —